

# 東京都特別支援教育推進計画

## 第三次実施計画

すべての学校における特別支援教育の推進を目指して一

( 概 要 )

平成 22 年 11 月  
東京都教育委員会

# 第一部 東京都特別支援教育推進計画の基本的な考え方

## 第1章 計画策定の背景

東京都特別支援教育推進計画（以下「本計画」という。）は、約100年に及ぶ東京都（以下「都」という。）における障害のある子供への教育の歴史と成果を踏まえて策定されました。都における障害のある子供への教育は、心身障害教育の始まりの時代から、全国に先駆けた養護学校全員就学の時代を経て、特別支援教育への時代へと大きく変遷してきています。

## 第2章 計画の性格

本計画は、これからの都における特別支援教育の推進の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画です。

### 1 計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します。

### 2 長期計画と実施計画

#### (1) 長期計画

本計画は、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「長期計画」として、平成16年11月に策定しました。

その際、長期計画の期間を、平成16年度から平成25年度までの10年間としました。

#### (2) 障害のある児童・生徒数の将来推計

第三次実施計画の策定に当たっては、平成32年度までの障害のある児童・生徒数の将来推計を実施しました。その結果、以下に示すように、平成32年度まで児童・生徒が更に増加するという推計結果を得ました。

(単位 人)

	障害種別	平成16年度	平成21年度	平成27年度 (推計値)	平成32年度 (推計値)
特別支援学校	視覚障害	265	262	277	282
	聴覚障害	591	623	629	645
	肢体不自由	1,974	2,102	2,169	2,219
	知的障害	5,221	6,983	8,811	9,490
	病弱	170	140	177	174
小・中学校 特別支援学級	情緒障害等 (通級指導学級)	1,831	4,647	8,017	8,804
	知的障害 (固定学級)	4,855	7,140	8,582	8,942

#### (3) 本計画の計画期間の見直し

##### ア 本計画の計画期間の見直し

都教育委員会では、障害のある児童・生徒数の将来推計の結果に基づき、今後も見込まれる都立知的障

害特別支援学校や知的障害特別支援学級の在籍者、情緒障害等通級指導学級の利用者の増加等に適切に対応していくためには相応の実施期間を要することから、長期計画の期間を平成 28 年度までの 13 年間に延長することとしました。

なお、計画の内容については、平成 23 年度以降の児童・生徒数の推移を注視しながら、適宜必要な見直しを図っていきます。

#### イ 実施計画

今回の「第三次実施計画」は、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間の計画です。

計画の区分	計画期間（注）	計画の策定期
第一次実施計画	平成 16 年度～平成 19 年度	平成 16 年 11 月策定
第二次実施計画	平成 20 年度～平成 22 年度	平成 19 年 11 月策定
第三次実施計画	平成 23 年度～平成 28 年度	平成 22 年 11 月策定

（注） 都立特別支援学校の適正な規模と配置に関しては、上記期間中に計画に着手する。開校等は平成 32 年度までの計画継続期間内とする。

#### （４） 国の動向を踏まえた計画の推進

平成 19 年度の特別支援教育制度への転換に伴い、国が示した特別支援教育の理念は、平成 16 年 11 月に都教育委員会が策定した本計画の基本理念とも整合するものであることから、都教育委員会としては引き続き、本計画の基本理念の具現化に向けて、都における特別支援教育の推進・充実を図るとともに、あわせて国が示した特別支援教育の理念の具現化に努めます。

現在、国は、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会において、障害のある子供の就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革等について検討を進めています。

都教育委員会としては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すためには、障害の種類や程度に応じた教育の場の整備と適切な就学の推進が今後とも大切であるとの認識に立って本計画を策定しています。

また、都教育委員会としては、今後とも国における動向を注視していきます。

### 3 都及び区市町村の役割

#### （１） 都の役割

##### ア 都教育委員会の役割

都教育委員会は、都における特別支援教育推進上の今日的な課題の解決に向けて、幼児・児童・生徒や保護者及び都民のニーズ、学校や地域の実態、社会情勢や財政状況などを総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

##### イ 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校においては、校長のリーダーシップの下、学校がこれまで以上に高い専門性を発揮することによって障害のある幼児・児童・生徒に対する質の高い教育を行い、保護者や地域に信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

##### ウ 都立高等学校等の役割

都立高等学校等においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育や発達障害の生徒に関する理解推進を図り、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備や、個別指導計画の作成・活用による教育内容・方法の充実等に努める必要があります。

## (2) 区市町村の役割

### ア 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会には、障害のある幼児・児童・生徒の適切な就学の推進や障害が軽い児童・生徒を対象とした特別支援学級の設置、域内のすべての学校における特別な支援が必要な児童・生徒に対する教育内容・方法の充実等を一層推進していくことが期待されます。

特別支援教育の更なる充実・発展に当たっては、学校関係者、保護者、地域の人々に対し、特別支援教育や障害のある幼児・児童・生徒に関する適切な理解を一層推進するとともに、福祉、医療、保健、労働等の関係機関等との連携体制を構築し、障害のある幼児・児童・生徒に対する早期からの連続性のある支援体制の整備を図ることが大切です。

### イ 小学校及び中学校の役割

各小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育や発達障害の児童・生徒に関する理解推進を図り、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の整備や、個別指導計画等に基づく指導と評価の充実等に努める必要があります。

## 第3章 第一次・第二次実施計画の取組状況

---

### 1 第一次・第二次実施計画の主な取組と評価

- (1) 都における特別支援教育体制の整備
- (2) 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実
- (3) 都立特別支援学校の適正な規模と配置
- (4) 区市町村における特別支援教育の充実への支援
- (5) 都立高等学校等における特別支援教育の充実
- (6) 都民の理解啓発の充実

### 2 第一次・第二次実施計画に基づく都立特別支援学校設置状況

## 第4章 第三次実施計画の基本的な考え方

---

### 1 第三次実施計画策定の経緯

都教育委員会は、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。

その後、国においては、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行、平成18年4月の「学校教育法施行規則」の一部改正(通級指導の対象者の整理・拡大と年間授業時数の弾力化)等を経て、平成19年4月の「学校教育法」の改正において、盲・ろう・養護学校を特別支援学校として一本化することや、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して適切な教育を行うことが規定されました。

特別支援教育に対する理解の進展や国における関係制度の改正等に伴い、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の知的障害特別支援学級においては在籍者が著しく増加し、小・中学校や都立高等学校等では通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対する支援の充実が急務となっています。とりわけ発達障害の児童・生

徒の支援に当たっては、早期発見・早期支援の重要性を考慮し、各自治体では教育部局のみならず、福祉や保健部局等においても関係する事業が積極的に展開されています。

こうした中、都教育委員会としては、都立知的障害特別支援学校や小・中学校の知的障害学級及び情緒障害等通級指導学級の在籍者・利用者の増加に対応する学校（学級）の規模と配置の適正化、小・中学校における支援体制の整備と適切な就学の推進は、第三次実施計画における極めて重要な課題であると認識しています。

そこで、都教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒の教育をめぐる今日的な課題や社会のニーズに適切に対応し、幼児・児童・生徒や保護者、都民の期待にこたえることのできる特別支援教育の充実・発展を期して第三次実施計画を策定しました。

## 2 第三次実施計画策定の基本的な考え方

### (1) すべての学校で実施する特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、幼児・児童・生徒一人一人の成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実に努めます。

小・中学校、都立高等学校等に在籍する発達障害の児童・生徒への支援も含め、通常の学級、特別支援学級（固定学級、通級指導学級）特別支援学校の役割分担を明確にした特別支援教育体制を全都的な視点に立って構築するとともに、適切な就学の推進と教育内容・方法の充実を図ります。

### (2) つながりをお大切にした特別支援教育の推進

第三次実施計画においては、障害の種類と程度に応じて専門的な教育を受けることのできる教育環境の整備と適切な就学を推進するとともに、幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な指導と必要な支援を行うことができるよう、関係者及び関係機関のより一層の連携強化に努めます。

そのために、個別の教育支援計画の作成と活用による一貫性のある支援の充実や、特別支援学校のセンター的機能を活用した地域支援の充実など、障害のある幼児・児童・生徒一人一人に関わる人々や学校、関係機関のつながりを大切にした特別支援教育を推進します。

### (3) 自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

都教育委員会は、自立と社会参加に必要な知識・技能や働く意欲などを育てることは学校教育の役割であり、障害のある人々の自立と社会参加は共生社会の実現に向けて重要な意義をもつと考えます。

第三次実施計画においては、第一次・第二次実施計画の成果や課題等を踏まえ、職業教育や進路指導・就労支援の充実に向けた教育環境の整備等、障害のある児童・生徒の将来の自立と社会参加に向けた取組を一層推進します。

## 3 第三次実施計画の基本的な方向

### (1) 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

- ・ 自閉症の特性に応じた教育実践を通じて得られた知見をもとに、学習（校内）環境の整備や普通学級及び重度・重複学級への成果の普及に努めます。また、高等部に在籍する自閉症の生徒に対する教育内容・方法のあり方について研究していきます。
- ・ 知的障害のある児童・生徒の教科別の指導等の充実に向けた研究・開発、高等部普通科における教育課程の類型化の推進や障害が中・重度の生徒の職業教育の充実などに努めます。
- ・ 都立肢体不自由特別支援学校における外部専門家（理学療法士等）や外部人材（介護の専門家等）の導入により、教育内容・方法の充実を図ります。
- ・ 病気で入院している児童・生徒の学ぶ意欲にこたえるため、病院内教育の充実策について研究・開発を進めます。

**(2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置**

- ・ 都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応できるよう、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図ります。
- ・ 都立特別支援学校で学ぶ幼児・児童・生徒のニーズに適切に対応できるよう、複数の障害教育部門を併置する学校の設置、都の実情に応じた病弱教育の再編などを進めます。
- ・ 第一次・第二次実施計画に引き続き、寄宿舎の規模と配置の適正化を進めます。

**(3) 区市町村における特別支援教育推進体制の整備**

- ・ 小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援を充実させるため、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する構想の実現に努めます。あわせて、自閉症・情緒障害特別支援学級の計画的な設置を推進し、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」を整備します。

**(4) 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備**

- ・ 都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒に対する支援の充実を図るため、モデル校を指定するなどして、特別支援教育コーディネーターの機能強化や進路指導体制の整備、心理の専門家等による相談支援体制の整備を進めます。

**(5) 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実**

- ・ 特別支援教育を推進する専門性の高い人材を育成するため、人材の育成と確保のシステムの在り方に関する検討を行います。
- ・ エリア・ネットワークの機能強化、副籍制度の一層の充実、関係機関の連携による早期からの支援体制の整備など、教育、福祉、医療、保健、労働等の関係機関との積極的な連携を進めます。
- ・ 学校関係者や保護者及び都民を対象とした理解啓発関係事業等の充実を図ります。

## 第二部 第三次実施計画の具体的な展開

### 第1章 都立特別支援学校における個に応じた指導と支援の充実

#### 1 障害の種類と程度等に応じた教育内容の充実

##### 現状と課題

都教育委員会ではこれまで、第一次・第二次実施計画を通じて、幼児・児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸長することを基本理念に、都立特別支援学校における障害の重度・重複化、多様化に対応した教育内容・方法の充実に努めてきました。

この間、都立知的障害特別支援学校においては自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発が進む一方で自閉症を伴わない児童・生徒の教育内容・方法の充実が課題となっていることや、障害の重複化に対応するための複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発についてはいまだ工夫・改善の余地があること、病気で入院している児童・生徒の教育環境の整備や、肢体不自由特別支援学校における外部専門家（理学療法士等）等との連携による教育の在り方などの課題も浮き彫りになっています。

第三次実施計画では、第一次・第二次実施計画の実施過程で浮き彫りになった課題に適切に対応するとともに、今後も見込まれる都立知的障害特別支援学校在籍者の増加等を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒の可能性の最大限の伸長、自立と社会参加に向けた支援の実施など、教育内容・方法の更なる充実を図る必要があります。

##### 【改善の方向及び計画】

#### 1 個別の教育支援計画に基づく支援の充実

障害のある幼児・児童・生徒一人一人に対して適時・適切な支援を実現していくためには、これまで以上に教育と福祉、医療、保健、労働等の連携強化が求められることから、就学前から学校卒業後までの連続性のある支援を実現するためのツールとして、個別の教育支援計画の更なる整備・充実を図ります。

#### 2 都立聴覚障害特別支援学校幼稚部の教育内容の充実

都立聴覚障害特別支援学校の幼稚部を地域の早期相談・支援の拠点として整備することとあわせて、外部専門家（言語聴覚士等）を活用した自立活動の充実など、幼稚部に在籍する幼児に対する教育内容・方法の充実を図ります。

#### 3 都立知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実

これまでの自閉症教育の成果を踏まえ、都立知的障害特別支援学校全体で共有できる学習環境の整備・充実方針を示します。また、中学部における教育課程の研究・開発及び「指導書」の作成や、高等部に在籍する自閉症の生徒の教育内容・方法の充実を図ります。

#### 4 「知的障害」の教育課程の充実

自閉症を伴わない児童・生徒の教育内容・方法の充実を図るため、各教科等を合わせた指導の単元開発等に関する実践的研究や、中学部・高等部用の「各教科の指導内容系統表」や「指導書」の作成などを進めます。

また、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発に向けた作業学習の改善・充実方針を明確にし、「特別支援

学校のキャリア教育・職業教育の研究・充実事業」の中で実践研究校を指定するなどして、研究・開発を行います。あわせて、高等部普通科における教育課程の類型化を推進します。

#### 5 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の教育課程の研究・開発

第三次実施計画において新たに設置する知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の教育課程について研究・開発を行います。

#### 6 障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実

複数の障害教育部門を設置する都立特別支援学校における特色を活かした教育活動の研究・開発を進め、障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実を図ります。

#### 7 都立肢体不自由特別支援学校における外部専門家等の導入による教育内容・方法の充実

都立肢体不自由特別支援学校の教育内容・方法の充実を図るため、教員、外部専門家（理学療法士等）、外部人材（介護の専門家等）などによるチーム・アプローチによる新たな指導体制の構築を進めます。

#### 8 病院内教育の充実

病気で入院している児童・生徒の教育の充実に向けて、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する学校を設置するとともに、関係病院とも連携した新たな教科学習システムの開発を行うなど、教育内容・方法の充実に努めます。

#### 9 都立特別支援学校における芸術教育の推進

芸術系大学に在学する学生等の協力を得て、都立特別支援学校高等部の生徒を対象に芸術教育の推進に関する事業を実施し、都立特別支援学校に在籍する生徒の自己実現や余暇の有効活用などを図っていきます。

#### 【主な事業計画】

項目	第三次実施計画			
	23年度	24年度	25年度	26～28年度
自閉症の児童・生徒への指導内容・方法の充実	教育課程の開発と 中学部指導書の作成	成果普及		→
		高等部検討委員会の設置と指定校による研究・開発	→	成果普及
「知的障害」の教育課程の充実	各教科等を合わせた指導に関する研究・開発		→	成果普及
		教科指導の充実に 関する研究・開発	→	
病院内教育の充実に 向けた研究・開発	e-ラーニング活用部会の実施と学習コンテンツの開発		→	成果普及
		教科学習開発部会の実施	→	

## 2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実

### 現状と課題

都立特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実を図り、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を支援していくことは極めて重要な課題です。

都教育委員会では、第一次・第二次実施計画を通じて、企業就労率 100%を目指す知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科及び普通科職業コースの設置や、大学進学を目指す中高一貫型聴覚障害特別支援学校の設置など、障害のある生徒一人一人の多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実に努めてきました。

その一方で、都立肢体不自由特別支援学校においては、児童・生徒の障害が全般的に重度・重複化の傾向にあることから、企業就労や大学進学を希望する生徒や保護者のニーズに十分にこたえきれていないことや、都立知的障害特別支援学校高等部職業学科においても、就労を目指して専修学校等への進学を希望する生徒のための「キャリア・アップコース」の教育内容や進路指導の研究・開発が望まれるといった課題があります。

今後、都立特別支援学校においては、関係機関及び民間企業等との積極的な連携によって職業教育の充実や就労に向けた新たな職種・職域の開拓を進めるだけでなく、大学や専修学校等とも緊密な連携を図りながら、障害のある児童・生徒にとって多様な社会参加の在り方を模索していく必要があります。

### 【改善の方向及び計画】

#### 1 職業的な自立を目指す教育内容・方法の充実

##### (1) 都立視覚障害特別支援学校における職業教育の充実

視覚障害に対応した情報機器の整備等、普通科における情報教育の充実、保健医療科及び理療科における資格取得（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師）に向けた職業教育の充実を図ります。

##### (2) 都立聴覚障害特別支援学校における職業教育の充実

都立立川ろう学校及び都立葛飾ろう学校の高等部普通科及び専攻科における職業教育の充実を図ります。  
また、今後も民間の専門技術者を講師に招いて職業技術の習得を図るとともに、関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の在り方について検討を進めていきます。

##### (3) 都立知的障害特別支援学校高等部における職業教育の充実

第三次実施計画に基づき設置する新たな職業学科について、設置規模や地域性等を踏まえた教育課程、設置計画等の検討を行います。また、既存の職業学科（普通科職業コースを含む）では、引き続き民間の専門技術者を講師に招くなどして教育内容・方法の充実を図り、生徒全員の企業就労を目指します。

さらに、普通科においては、教育課程の類型化を推進するとともに、実践研究校を指定するなどして作業学習の改善・充実に努め、障害が中・重度の生徒の職業能力の開発や新たな職種・職域の開拓に努め、企業就労率の向上を図ります。

##### (4) 都立肢体不自由特別支援学校における職業教育の充実

一般企業への就労を希望する生徒のニーズに応じて、職業生活に必要な知識や技能の習得に向けた学習機会を充実させていく必要があることから、職業教育の充実策について検討していきます。

## 2 進学希望への対応

### (1) 都立視覚障害特別支援学校における進学希望への対応

高等部普通科において、個別の教育支援計画及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実させるとともに、国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）等と連携した出前授業、大学における受講体験、大学入学準備や大学入学後の支援について検討していきます。

### (2) 都立聴覚障害特別支援学校における進学希望への対応

大学等への進学を目指す生徒に対して、各種検定（漢字、数学、英語等）の受検、予備校の模擬試験の参加等、学力向上のための取組を充実させるとともに、筑波技術大学等と連携した出前授業や大学における受講体験、大学入学準備や入学後の支援について実施していきます。

### (3) 都立知的障害特別支援学校における進学希望への対応

知的障害が軽い生徒の多様な進路希望にこたえるため、一般就労に向けた資格取得を目的とした専修学校等への進学支援を充実させます。そのため、都立知的障害特別支援学校高等部職業学科における「キャリア・アップコース」の教育内容・方法の研究・開発を行います。

### (4) 都立肢体不自由特別支援学校における進学希望への対応

大学への進学を希望する生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学への支援に努めていく必要があることから、都立肢体不自由特別支援学校の教育課程の改善・充実を図りながら、進学指導の充実策について検討していきます。

### (5) 都立病弱特別支援学校における進学希望への対応

都立病弱特別支援学校の中学部及び高等部に在籍する高等学校や大学への進学希望者に対し、教科指導や進路指導の一層の充実や、高等学校及び大学等との連携強化による進学への支援に努めていきます。

今後、都立久留米特別支援学校の教育機能を都立光明特別支援学校へ移転させるに当たっては、生徒の多様な進路希望にこたえることのできる教育環境を整備していきます。

#### 【主な事業計画】

項目	第三次実施計画			
	23年度	24年度	25年度	26～28年度
知的障害特別支援学校高等部の職業教育の充実	指定校		→	成果普及
肢体不自由特別支援学校高等部の職業教育の充実	指定校		→	成果普及
肢体不自由特別支援学校高等部の教育課程の改善・充実	検討	→	成果普及	→

## 第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

### 1 個に応じた新たなタイプの学校づくり

#### 現状と課題

第一次・第二次実施計画において都立知的障害特別支援学校高等部職業学科(計5校)の設置を計画し、これまで3校が開校(2校は開校準備中)しました。しかし、今後の高等部生徒数の将来推計等を考慮すると、知的障害が軽い生徒の職業的な自立を支援していくためには、職業学科の更なる増設が必要であると考えます。

また、児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するために、平成19年の「学校教育法」の改正の趣旨を踏まえて、視・知併置校や、知・肢併置校の設置を進めてきました。

複数の障害教育部門を併置する学校における障害が重複する児童・生徒の教育については、両部門の教育機能を活かした自立活動の充実に対する保護者の期待も高いことから、今後とも、様々な障害の状態に対応した教育内容・方法の研究・開発に取り組むことのできる教育環境の整備が重要です。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科の設置

現在、既に関校している3校及び開校準備中の2校に加え、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科を新たに増設します。具体的には、1学年2～3学級程度の比較的小規模の職業学科を、地域バランスに配慮して10校程度設置します。

##### 2 聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する都立特別支援学校(聴・知併置校)の設置

児童・生徒の障害の重複化等を踏まえ、聴・知併置校を設置します。聴・知併置校は、それぞれの障害種別の教育の専門性と、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。具体的には、都立立川ろう学校(聴覚障害)を聴・知併置校として改編し、平成32年度に関校させる予定です。

##### 3 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立特別支援学校(知・肢併置校)の設置

児童・生徒の障害の重複化等を踏まえ、知・肢併置校を設置します。知・肢併置校は、それぞれの障害種別の教育の専門性と、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。具体的には、都立南花畑特別支援学校(知的障害)と都立城北特別支援学校(肢体不自由)を統合し、平成32年度に関校させる予定です。

##### 4 知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する都立特別支援学校(知・病併置校)の設置

都立武蔵台特別支援学校(知的障害)を知・病併置校として改編します。

##### 5 肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する都立特別支援学校(肢・病併置校)の設置

都立光明特別支援学校(肢体不自由)に都立久留米特別支援学校の教育機能(寄宿舎を含む)を移転し、平成29年度に関校させる予定です。また、病院内教育の充実を図るため、都立光明特別支援学校に加えて、都立北特別支援学校と都立墨東特別支援学校(いずれも肢体不自由)にも病弱教育部門を併置します。

## 2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

### 現状と課題

平成 22 年度の都立知的障害特別支援学校の教室保有状況を見ると、特別教室から転用した普通教室やカーテン等で間仕切りをした普通教室が多く存在します。

今後、平成 32 年度までの間、更なる児童・生徒の増加により、確保すべき教室数の規模は増大していきます。このため、平成 32 年度の障害のある児童・生徒数の将来推計に基づき、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心とした都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図る必要があります。

また、知・病併置校や肢・病併置校の設置により、都の実情に応じた病弱教育の再編を進めることも、第三次実施計画における重要な課題です。

### 【改善の方向及び計画の概要】

#### 1 都立特別支援学校の適正な規模と配置の考え方

都立高等学校の跡地の活用、都有地の活用、複数の障害教育部門を併置する学校の設置、学部の改編、既存敷地内での増改築、通学区域の調整等の対応策により、都立知的障害特別支援学校の再編整備を中心とした都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図ります。障害種別の学校数や在籍者の増減、地域バランス等に配慮しながら規模と配置の適正化に努め、都立特別支援学校全体での対応を行います。

#### 2 教室活用の考え方

教育環境改善のため、カーテン等で間仕切りした教室の解消を進めます。また、特別教室等から転用した普通教室については、転用の解消を進める一方、特別教室の活用状況を踏まえ、普通教室としての活用を一部継続するとともに、普通教室として新たに転用活用する運用を行います。

### 【都立特別支援学校の配置計画の概要】

障害種別	平成 16 年度 (第一次実施 計画開始年度)	平成 19 年度 (第一次実施 計画終了年度)	平成 22 年度 (第二次実施 計画終了年度)	平成 27 年度 (第二次実施 計画整備終了)	平成 32 年度 (第三次実施 計画整備終了)	
都立特別支援学校	55 校 1 分校	53 校 1 分校	55 校	58 校	58 校	
視覚障害特別支援学校	4 校	4 校	3 校	3 校	3 校	
聴覚障害特別支援学校	8 校	4 校	4 校	4 校	3 校	
知的障害特別支援学校	28 校 1 分校	30 校 1 分校	30 校	31 校	31 校	
肢体不自由特別支援学校	12 校	11 校	11 校	9 校	5 校	
病弱特別支援学校	1 校	1 校	1 校	1 校	0 校	
併置校	視・知併置校		1 校	1 校	1 校	
	聴・知併置校				1 校	
	知・肢併置校	2 校	3 校	5 校	9 校	10 校
	知・病併置校					1 校
	肢・病併置校					3 校

東京都特別支援教育推進計画に基づく都立特別支援学校の設置等状況 【第三次実施計画】

学校名/ 開校等予定年度(設置学部)	設置場所	年度別計画					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高島特別支援学校 平成28年度(知:小中)	高島特別支援学校	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	工事	供用開始 工事 グランド整備
南花畑特別支援学校(仮称) 平成32年度(知:小中) (肢:小中高)	南花畑特別支援学校 城北特別支援学校		基本設計 (知・肢)	基本設計 (知・肢) 実施設計(肢)	実施設計(肢) 工事(肢)	工事(肢)	工事(肢) 実施設計(知)
臨海地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中)	都有地 (東区臨海)		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 都庁個系統	都庁計画決定 ほか準備期間	工事
小金井特別支援学校 平成30年度(知:小中)	小金井特別支援学校		基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事	工事	工事
八王子特別支援学校 平成29年度(知:小中高)	都有地 (八王子駅前)		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事	工事
光明学園特別支援学校(仮称) 平成29年度(肢:小中高) (病:小中高)	光明特別支援学校		基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事	工事
矢口特別支援学校 平成32年度(知:小中)	矢口特別支援学校			基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事
市ヶ谷地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:高)	旧市ヶ谷 商業高校跡地			基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事	工事
王子地区特別支援学校(仮称) 平成31年度(知:小中高)	王子特別支援学校 王子第二特別支援学校			基本設計	基本設計 実施設計	実施設計	工事
七生特別支援学校 平成32年度(知:小中高)	七生特別支援学校				基本設計	基本設計 実施設計 工事	実施設計 工事
武蔵台特別支援学校 平成30年度(知:小中高)	武蔵台特別支援学校				基本設計	実施設計	工事
水元特別支援学校 平成32年度(知:小中)	水元特別支援学校				基本設計	基本設計 実施設計	実施設計
立川学園特別支援学校(仮称) 平成32年度 (聴:幼小中高普・専) (知:小中)	立川ろっ学校					基本設計	基本設計 実施設計 解体工事
町田の丘学園 平成31年度(知:小中高) (肢:小中高)	町田の丘学園 (野津田高校)					基本設計	基本設計 実施設計
久留米特別支援学校 平成32年度(知:高)	久留米特別支援学校					基本設計	基本設計 実施設計
墨田特別支援学校 平成32年度(知:小中高)	墨田特別支援学校						基本設計

個々の施設整備の着手に当たっては、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行う。

### 3 寄宿舎の適正な規模と配置

#### 現状と課題

都教育委員会は、本計画において、平成 16 年度に 11 舎あった寄宿舎を、本計画完成時までには 5 舎に再編する計画を示しました。寄宿舎の再編は、都立特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小やスクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、「通学困難」を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことが背景にあります。

寄宿舎設置の趣旨は、通学が困難な児童・生徒に対して宿舎を提供して就学を保障するものであることから、都教育委員会では平成 18 年度に「東京都立盲学校、ろう学校及び養護学校寄宿舎の管理運営に関する規則」の改正を行い、平成 19 年度から入舎基準を「通学困難」に限定しました。

こうした中、今後とも「通学困難」として想定される島しょ地区在住の児童・生徒等の大幅な増加は見込まれないことから、第三次実施計画では、当初計画どおり 5 舎に再編します。なお、寄宿舎の再編に当たっては、閉舎後の生活に保護者が不安を感じることをないよう、地元自治体等と緊密な連携を図りながら、児童・生徒の個別の事情に配慮した対応に努めていきます。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 寄宿舎の配置の基本的な考え方

- ア 視覚障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舎は、障害の特性に配慮し、通学の安全確保のために地域性を考慮した配置とします。
- イ 島しょ地区に在住する児童・生徒の受入れのため、各障害部門の寄宿舎を配置し、対応できるように配慮します。
- ウ 寄宿舎の施設・設備の安全性及び機能性等を十分に確保した上で、複数の障害部門を併置する設置形態を導入していきます。
- エ 寄宿舎に入舎する必要が生じた児童・生徒は、原則として、在籍する都立特別支援学校と同一の障害部門を設置する寄宿舎に入舎することになります。

##### 2 寄宿舎の適正な規模と配置

内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
閉舎年度						
城北特別支援学校 平成 23 年度末	閉 舎					
久留米特別支援学校 平成 28 年度末						閉 舎

都立久留米特別支援学校の寄宿舎は、平成 29 年度より都立光明特別支援学校の寄宿舎に再編する。

##### 3 寄宿舎の再編に当たって

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず寄宿舎施設を活用することができるよう、夏休み等の長期休業中の有効活用を促進していきます。

## 第3章 区市町村における特別支援教育推進体制の整備

### 1 小・中学校における発達障害の児童・生徒に対する新たな特別支援教育推進体制

#### 現状と課題

特別支援教育への移行に伴い、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援体制の整備が急務となっています。

現在、都においては、小・中学校に設置された情緒障害等通級指導学級を中心に、発達障害の児童・生徒に対する教育的な支援を行っていますが、情緒障害等通級指導学級の利用者は著しい増加傾向にあります。

近年の特別支援教育への理解の進展等を考慮すれば、発達障害の児童・生徒に対する支援のニーズは今後も一層高まることが推測され、障害のある児童・生徒数の将来推計においても、情緒障害等通級指導学級の利用者は、平成32年度までに倍増（平成21年度比）するという結果を得ています。

発達障害の児童・生徒は、すべての学校・学級に在籍するものと推測されることから、都教育委員会としては、区市町村における特別支援教育の将来展望と体制整備の方針を明らかにし、新たな特別支援教育推進体制の構築を図る必要があると考えます。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 新たな特別支援教育推進体制（重層的な支援体制）整備の基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、児童・生徒は、学校生活の基礎集団である学級において、集団参加（社会参加）に必要なルールやマナー、人との関わり方などを学び、社会性をはぐくんでいきます。発達障害の児童・生徒もやがては社会参加していくことを考慮すれば、在籍学級や在籍校において教育環境の整備に努めることは、発達障害の児童・生徒やその保護者のみならず、学級の友達や支援に関わる教員や保護者同士にとっても大きな意義があります。

こうしたことから、第三次実施計画においては、すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置することによって在籍校における支援体制を整備し、発達障害の児童・生徒に対する指導内容・方法の充実を図ります。あわせて、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の計画的な配置を進めることで、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担を明確にした「重層的な支援体制」（図【区市町村における「重層的な支援体制」整備の考え方】参照）を確立し、発達障害の程度等に応じた教育内容・方法の充実と適切な就学の一層の推進を図ります。

##### 2 特別支援教室、通級指導学級、固定学級それぞれの機能

**特別支援教室**は、現在の通級指導学級を利用している児童・生徒の指導内容の一部又は全部を担う機能や、在籍学級におおむね適応しているが一部特別な指導を必要とする児童・生徒への個別支援を行う機能、通級指導の終了に向けた計画的指導の場としての機能などが期待されます。

**通級指導学級（情緒障害等通級指導学級）**は、特別支援教室の設置に伴い、巡回指導・相談の拠点校としての機能と小集団指導を行う拠点校としての機能を担います。

**固定学級（自閉症・情緒障害特別支援学級）**は、通級による指導では学習又は生活上の困難を改善・克服することが難しいと思われる児童・生徒に対する教育的支援を行います。この学級は、各区市町村が地域の実情に応じて計画的な設置を進めていきます。

### 3 在籍校・在籍学級及び区市町村教育委員会の役割

#### (1) 在籍学級・在籍校の役割

知的な遅れのない発達障害の児童・生徒の大半は、通常の学級での学習におおむね参加できることから、在籍学級・在籍校における指導体制や指導内容・方法の工夫や改善について検討する必要があります。そうした教育環境が整ってこそ、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級及び固定学級の役割分担が明確になり、それぞれがその機能を十分に発揮できると考えます。

#### (2) 区市町村教育委員会の役割

各区市町村において、「重層的な支援体制」を十分機能させていくためには、都教育委員会と緊密な連携を図りながら、特別支援学級の適正な規模と配置や教員及び学校の専門性の向上に努める必要があります。

### 4 「特別支援教室モデル事業（仮称）」の実施

特別支援教室構想の実現に向けて、特別支援教室の設置に関する具体的課題の検証や導入に向けた「ガイドライン」の作成を行うため、モデル事業を実施します。

モデル事業は、小学校における特別支援教室の設置を想定し、3ヶ年計画で実施します。モデル事業の実施に当たっては事前に検討委員会を設置し、検証課題及び検証方法の検討等を十分にを行います。また、モデル地区は、自治体の規模等に応じて複数の自治体を指定します。

【区市町村における「重層的な支援体制」整備の考え方】

<p>第1層 「特別支援教室」</p> <p>*在籍校における支援体制の整備</p>	<p>すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する。 発達障害の程度等に応じ、個別指導等を実施する。 通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う。</p> <p>「子供が動く」から 「教員が動く」へ</p>
<p>第2層 「通級指導学級」 (情緒障害等通級指導学級)</p>	<p>巡回指導</p> <p>巡回指導の拠点となるとともに、従来どおりの教育機能（小集団指導）も維持する。</p>
<p>第3層 「固定学級」 (自閉症・情緒障害学級)</p>	<p>「自閉症・情緒障害学級」の計画的配置。 特別支援教室や通級指導学級における指導では、障害の状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とする。</p>

【モデル事業の実施計画】

項目	第三次実施計画			
	23年度	24年度	25年度	26～28年度
特別支援教室モデル事業（仮称）	特別支援教室モデル事業の実施に関する検討委員会（仮称）	モデル事業（1年次）	モデル事業（2年次）	26年度 モデル事業（3年次） *ガイドライン作成
	モデル地区公募	検証委員会（26年度まで）		27年度 ガイドライン周知 28年度 順次導入（小学校）

## 2 特別支援学級の教育内容・方法の充実

### 現状と課題

現在、都における発達障害の児童・生徒に対する教育的な支援は、主として情緒障害等通級指導学級において行われており、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の設置はあまり進んでいないことから、教育課程についても、実践研究の積み重ねはいまだ十分とは言えません。

第三次実施計画で示している「重層的な支援体制」においては、通級による指導では学習又は生活上の困難の改善・克服が難しい発達障害の児童・生徒に対する教育内容・方法の充実を図るために、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究・開発が不可欠です。また、情緒障害等通級指導学級における教育課程の実践的研究もあわせて進めることで、区市町村における体制整備を図っていく必要があります。

各区市町村においては、情緒障害等通級指導学級のみならず、知的障害特別支援学級の在籍者も増加傾向にあります。こうした中、一方では教員の大量退職時代を迎えて指導力のあるベテラン教員が減少し、経験の少ない若手教員が増加する傾向にあります。

今後とも、児童・生徒の増加に伴って若手教員が占める割合が高くなることが予想されることから、教員の専門性の向上は極めて緊急性の高い課題であり、具体的な支援方策を検討していく必要があります。

また、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に推進していくことは、障害のある児童・生徒の理解推進や共生社会の実現に向けて大きな意義があります。今後は、こうした取組に関する情報を全都的に共有することにより、学校や地域の実情に応じた特色のある教育実践を一層充実させていく必要があります。

### 【改善の方向及び計画】

#### 1 自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究・開発

区市町村における「重層的な支援体制」の整備に向けて、自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究・開発を行います。

#### 2 情緒障害等通級指導学級の教育課程の研究・開発

特別支援教室構想の実施に向けては、情緒障害等通級指導学級の機能の明確化と教育内容・方法の充実が求められます。このため、情緒障害等通級指導学級を利用している児童・生徒の教科学習の補充指導等に関する実践研究を行い、特別支援教室における巡回指導や通常の学級における学習指導にも活かすことのできる指導内容・方法の研究・開発を行います。

#### 3 知的障害特別支援学級の教育内容・方法の充実

都立知的障害特別支援学校（センター校）の中から複数校を指定し、「特別支援学級と特別支援学校の連携による専門性向上プロジェクト（仮称）」を実施します。本事業では、授業研究を中心とした教員間の交流を行うことにより、教員の専門性の向上と教育内容・方法の充実を図ります。

#### 4 交流及び共同学習の推進

今後、各学校で実施されている特色のある交流及び共同学習の取組についての情報等の共有を図るとともに、実践報告会や研修会の実施などを通して、指導事例等を共有できる方策の充実に努めます。

### 3 区市町村における特別支援教育推進体制整備への支援

#### 現状と課題

特別な支援を必要とする子供一人一人に対する一貫性のある適切な指導と必要な支援を実現するためには、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用を進め、進級・進学に当たっての移行支援の機能を強化する必要があります。

中でも、特別な支援を必要とする子供の早期からの支援については、現在、各区市町村で様々な取組が行われており、今後、都及び各区市町村においては、これまで以上に福祉部局等との連携を図り、域内の幼稚園や保育所における支援体制の整備に努める必要があります。その際、都立特別支援学校はセンター的機能を活用し、地域のニーズをよりの確に把握した助言や援助に努めるとともに、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校等の専門性の向上に向けた支援を充実させることが重要です。

また、現在、国においては障害のある子供の就学の在り方について検討が進められています。都教育委員会は、国の動向を注視しながらも、適切な就学の更なる推進に向けて、区市町村への支援策を講じていく必要があります。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく支援の充実

幼稚園、小・中学校の教員を対象とした講習会・研修会の更なる充実に努め、円滑な移行支援の実現のために個別の教育支援計画の有効活用に努めます。

##### 2 特別な支援を必要とする子供の早期からの支援

都教育委員会では、発達障害の子供の早期発見・早期支援の重要性を考慮し、教育、福祉、医療、保健等の連携による、乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制の構築に関するモデル事業を実施します。また、東京都広域特別支援連携協議会（就学支援部会）を活用し、関係部局との連携に努めます。

##### 3 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした地域支援

都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校においては、地域の早期教育相談の拠点として幼稚園の整備・充実に努めます。また、小・中学部への通級による指導を継続するとともに、必要に応じて巡回相談を実施していきます。

##### 4 適切な就学の推進に向けた都と区市町村の連携体制の整備

適切な就学を推進するために、都立特別支援学校の教育相談機能の充実にに向けたモデル事業に取り組みとともに、「就学支援ガイドライン（仮称）」を作成します。また、地域の中学校との連携強化を進め、都立知的障害特別支援学校高等部の入学相談システムの改善に取り組みます。

##### 5 東京都教職員研修センターによる支援の実施

特別支援教育や発達障害の児童・生徒の指導内容や方法の工夫・開発等に関する相談対応や教育情報の提供を充実させていきます。

##### 6 東京都教育相談センターにおける相談事業の充実

##### 7 東京都特別支援教育推進室による支援の実施

## 第4章 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備

### 1 都立高等学校等における特別支援教育の推進

#### 現状と課題

平成 21 年 8 月の文部科学省の報告によると、高等学校進学者のうち特別な支援を要する生徒の割合は約 2 %と報告されています。都においても、チャレンジスクール、エンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校には、発達障害の生徒が相当程度在籍していると推測され、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の充実が課題となっています。

発達障害の生徒の場合、卒業後、仕事や対人関係で大きな悩みを抱えるようになり、それが要因となって、離職やひきこもり等につながるものが懸念されることから、在学中から社会生活（学校生活）や就労への適応力向上のための指導・支援体制を整備し、キャリア教育及び就労支援等の充実を図ることが重要です。

今後は、小・中学校と同様に、都立高等学校等にも発達障害の生徒が相当程度在籍することを前提として、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備を図る必要があります。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の基本的な考え方

大学進学や就職など、自立と社会参加に向けた進路選択を迫られる高等学校段階における特別支援教育体制の整備においては、専門性の高い特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整え、発達障害の生徒一人一人の個別指導計画に基づく適切な指導を行っていくことが重要です。

このため、都立高等学校等における発達障害の生徒に対する就労支援体制の整備・充実を図るとともに、学習指導・生活指導・進路指導の充実に努めていきます。

##### 2 特別支援教育の理解推進の充実

校長・副校長や主幹教諭等を対象とする特別支援教育の研修や、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用に役立つ指導資料の作成・配布等を通じて、発達障害の生徒に対する指導と支援の在り方について理解推進に努めていきます。

##### 3 特別支援教育コーディネーターの指名・育成

都立高等学校等の教員を対象とする研修を実施し、発達障害の生徒や保護者のニーズに応じた具体的な支援策を調整・実施できる能力を育成するとともに、特別支援教育コーディネーターとしての知識・技能や経験等に応じたスキルアップを図っていきます。

##### 4 「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」の実施

都立高等学校等における特別支援教育コーディネーターの資質等向上のため、都立特別支援学校との情報交換を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を開催してきました。今後、同協議会を各東京都学校経営支援センターごとに開催し都立高等学校と都立特別支援学校の連携強化を図ります。

##### 5 「都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業（仮称）」の実施

チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校の中からモデル校を指定し、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の在り方を明らかにします。

## 2 都立高等学校等における個に応じた指導の充実

### 現状と課題

特別な支援を必要とする生徒に対する適切な指導と必要な支援を行うためには、個別指導計画と個別の教育支援計画を作成し、教員間の共通理解の下、組織的に取り組んでいくことが重要です。

発達障害の生徒が相当程度在籍していると推測されるチャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校においては、必要に応じて福祉、労働等の関係機関と連携した就労支援等を進めることが望まれます。

また、自立と社会参加を見据えた発達障害の生徒への支援には、心理の専門家等の外部人材の活用も効果的であることから、引き続き巡回相談の充実を図り、発達障害の生徒やその保護者及び学校への支援を充実させていきます。

### 【改善の方向及び計画】

#### 1 個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく指導と支援の充実

都立高等学校等における個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づく個に応じた指導の充実を図ります。また、個別の教育支援計画を活用することなどにより、中学校との連携強化に努めます。

#### 2 進路指導の充実

チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校の中からモデル校を指定し、人的配置を行うなどして進路指導体制の強化を図ります。また、就労支援の充実を図るため、「都立特別支援学校と連携した都立高等学校等の進路指導の充実事業（仮称）」を行います。

#### 3 特別支援教育コーディネーターの機能強化

チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校の中からモデル校を指定し、人的配置を行うなどして、校内体制の整備を図ります。

#### 4 心理の専門家による相談支援体制の整備

心理の専門家による巡回相談は、発達障害の生徒やその保護者のみならず、学級担任や学校全体に波及する効果も高いことから、今後も継続して実施していきます。

#### 5 都立特別支援学校との連携による教育内容の充実

都立高等学校等からの要請に応じて、都立知的障害特別支援学校のセンター的機能を活用した支援を行い、発達障害を含む障害のある生徒の指導内容・方法の充実を図ります。また、今後も、都立特別支援学校と高等学校等の交流活動を行うなど、交流及び共同学習の一層の推進に努めます。

#### 6 東京都教職員研修センターによる支援の実施

「授業研究ヘルプデスク」の開設により、授業力向上を目指す教員や学校を支援します。

#### 7 東京都教育相談センターにおける相談事業の充実

発達障害の生徒の不安や悩みの軽減・解消を図るため、電話相談や来所相談事業の充実を図ります。

#### 8 東京都特別支援教育推進室の相談支援機能の拡充

## 第5章 特別支援教育を推進する教育諸条件及び支援体制の整備・充実

### 1 特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成

#### 現状と課題

第三次実施計画では、「特別支援教室構想」をはじめとして、すべての学校における特別支援教育推進体制の整備や指導内容・方法の充実、障害のある子供の理解推進の充実等を重要な課題として位置付けています。

中でも、特別支援教育を推進する専門性の高い人材の育成と確保は、各学校の教育内容・方法の充実を図る上で極めて重要です。しかし、現在、小・中学校の特別支援学級や都立特別支援学校においては、児童・生徒数の増加に伴う学級数の増加によって教員数は増加傾向にあります。加えてベテラン教員の大量退職の時期とも重なって経験が少ない若手教員が増えていることなどにより、専門性の高い人材の育成と確保が重要な課題となっています。

都教育委員会ではこうした認識に立ち、これからの都における特別支援教育の推進に当たっては、第三次実施計画において全都的な視点に立った人材の育成と確保のためのシステムの構築やOJT(校内研修)体制の整備・充実を図る具体的な施策を展開する必要があると考えます。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 職層研修の充実による特別支援教育の理解推進

校長、副校長、主幹教諭等の職層ごとの研修を計画的に実施し、特別支援教育や校内体制の整備の在り方等について理解啓発を図ります。

##### 2 教員の専門性の向上を図る研究・研修の充実

全都的な視点に立った人材育成と確保のためのシステムの構築について検討する中で、効果的・効率的な研究・研修の推進・充実方策について検討を行っていきます。

##### 3 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上

区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事の専門性の向上を図るため、協議会等の一層の活用とともに、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援教育に関する情報発信等の強化に努めます。

##### 4 特別支援学校教諭免許状取得の促進等

「教育職員免許法」に基づく教育職員免許法認定講習の拡充により、特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図るとともに、特別支援学校教諭免許状を保有している人材を確保できるよう、教員採用選考における大学推薦制度を引き続き実施していきます。

##### 5 教員の人事交流の推進

都立特別支援学校、区立特別支援学校及び区市町村立小・中学校間の教員の人事交流の促進に努めます。

##### 6 全都的な視点に立った人材の育成と確保のためのシステムの構築

教員の採用、育成、異動等に関する現行制度の現状や課題を踏まえ、特別支援教育を巡る教員の専門性の育成と確保に関する新たな施策の検討及び制度改善に向けて、全都的な視点に立った検討を行います。

## 2 都民に信頼される都立特別支援学校の学校経営支援

### 現状と課題

都教育委員会ではこれまでも、都民に信頼される学校経営の確立のために、学校運営連絡協議会の設置、人事考課制度の改善、副校長の導入、主幹教諭や主任教諭の配置、学校経営計画の作成、予算執行等に関する校長の裁量権の拡大などを推進してきました。また、平成 18 年度には、都教育委員会と都立学校とのより緊密な連携を図るべく東京都学校経営支援センターを設置し、都立学校の経営支援を行ってきたところです。

今後は、第一次・第二次実施計画において設置（計画）した学校や第三次実施計画における再編整備で計画されている併置校等の大規模化に対応した学校経営が求められることや、教員が授業づくり（授業力の向上）に専念できるよう校務に関する事務の効率化を図る必要があること、学校や教員の更なる専門性の向上が求められていることなどから、都教育委員会として学校経営への支援をより充実させていく必要があります。

### 【改善の方向及び計画】

#### 1 大学・外部専門家との連携による授業改善支援

教員一人一人が授業改善のマネジメントサイクルに関する知識・技能を身に付けることができるよう、大学等の研究機関等の協力を得て、年間を通じて定期的・継続的に外部専門家から授業改善に関する指導・助言を受けることのできる機会を工夫・充実させていきます。

#### 2 学校経営診断の実施による学校経営支援

都教育委員会では、平成 21 年度より都立特別支援学校の学校経営診断を試行的に開始し、平成 22 年度より本格実施しています。これは、外部有識者や学識経験者等が、各学校の特色ある教育実践の成果・実績等に関する評価を行い、校長の学校経営を支援するものです。今後、数年をかけてすべての都立特別支援学校に対して実施します。

#### 3 東京都学校経営支援センターとの連携

都教育委員会では、都立学校の学校経営と教育活動の充実を支援するため、東京都学校経営支援センター（3 所 3 支所）を設置しています。今後も、各都立特別支援学校が都民や保護者の期待にこたえる学校経営を行うことができるよう、支援の充実に努めていきます。

#### 4 複数の障害教育部門を併置する学校の管理・運営の在り方

第一次・第二次実施計画において設置（計画）した都立特別支援学校や、第三次実施計画における再編が予定されている都立特別支援学校の中には、併置化等によってより効果的・効率的な経営を求められる学校があります。こうした都立特別支援学校の管理・運営を支援するために、これまでの併置校の現状や課題を踏まえ、教職員配置の在り方や ICT 機器の有効活用による校務運営の合理化等を含めた検討を行っていきます。

### 3 教育、福祉、医療、保健、労働等との積極的な連携

#### 現状と課題

第一次実施計画において、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムとして「エリア・ネットワーク」構想を示しました。

都教育委員会では「エリア・ネットワーク」の実効性を高めるため、区立を含む知的障害特別支援学校をセンター校に指定して地域との連携強化に努めてきました。また、各区市町村においても、「発達障害者支援法」等の趣旨を踏まえて障害のある子供に対する早期からの支援体制の整備に取り組み始めています。

都教育委員会でも、福祉保健局、生活文化局、産業労働局などの協力を得て「東京都広域特別支援連携協議会」を設置する等、部局間の連携強化に努めてきました。

今後は、こうした取組を一層充実させ、それぞれの地域において教育、福祉、医療、保健、労働等の連携強化に努め、障害のある幼児・児童・生徒やその保護者を支援していく必要があります。

#### 【改善の方向及び計画】

##### 1 「エリア・ネットワーク」を活用した支援の充実

今後は乳幼児期、学齢期、学校卒業後などそれぞれの段階における指導と支援の充実や、進級、進学、社会参加への円滑な移行支援の実施のために、「エリア・ネットワーク」の機能を十分に活用した具体的方策を工夫していくことが課題です。

##### 2 都立特別支援学校のセンター的機能の整備・充実

地域の小・中学校や教育委員会等の要請に基づき、都立特別支援学校がセンター的機能の発揮に努めます。

##### 3 職業的な自立を推進する新たな就労支援体制の整備

就労支援（企業開拓）チームの編制・充実を図るなど、新たな就労支援体制を展開します。また、企業開拓の充実や都立特別支援学校の職業教育の内容等の理解推進を図ります。

##### 4 都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都立特別支援学校の児童・生徒に対しては、将来の自立と社会参加に向けた職業教育の充実とともに、より良い地域社会の構成員としての資質をはぐくむ健全育成の取組を一層充実していきます。

##### 5 副籍制度の充実

副籍制度の一層の推進を図るため、「副籍事業改善検討委員会（仮称）」を設置し、副籍ガイドラインの見直しを行います。

##### 6 都立特別支援学校における放課後等活動支援

都教育委員会では、今後とも放課後等活動支援の充実や区市町村教育委員会との連携強化に努め、都立特別支援学校に通学する児童・生徒の放課後等の「居場所づくり」を支援していきます。

## 4 都民の理解啓発の充実

### 現状と課題

共生社会の実現に向けては、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒の相互理解はもとより、未来を担う子供を育てる教員や保護者を含めて、より広く、より多くの人々の理解啓発を図っていく必要があります。

都教育委員会では、これまでも第一次・第二次実施計画に基づき、一般都民を対象とした理解啓発イベントの実施や、理解啓発DVDの作成・配布などの取組を進めてきました。また、各都立特別支援学校においても、東京都教育の日（毎年11月の第一土曜日）を活かした理解啓発活動等に努めてきました。

今後は、こうした取組を一層充実させるとともに、都庁内関係部局、区市町村教育委員会、関係機関・団体、保護者等と協力体制を構築しながら、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や特別支援教育に関する理解啓発に尽力していきます。

### 【改善の方向及び計画】

#### 1 障害のある児童・生徒の理解推進に関する教育活動の充実

都立特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校等との学校間交流の充実に取り組むとともに、副籍制度を活用した交流（直接交流及び間接交流）による特色のある取組を全都から収集し、交流活動に関する理解啓発資料を作成・配布します。

#### 2 理解啓発行事の実施等

地域に密着した理解啓発を進めていくため、各東京都学校経営支援センターを中心とした理解啓発行事を充実させていきます。また、東京都教育の日を活かした理解啓発や各学校における授業公開を積極的に行っていきます。

#### 3 都立特別支援学校や特別支援教育に関する理解啓発や広報活動の充実

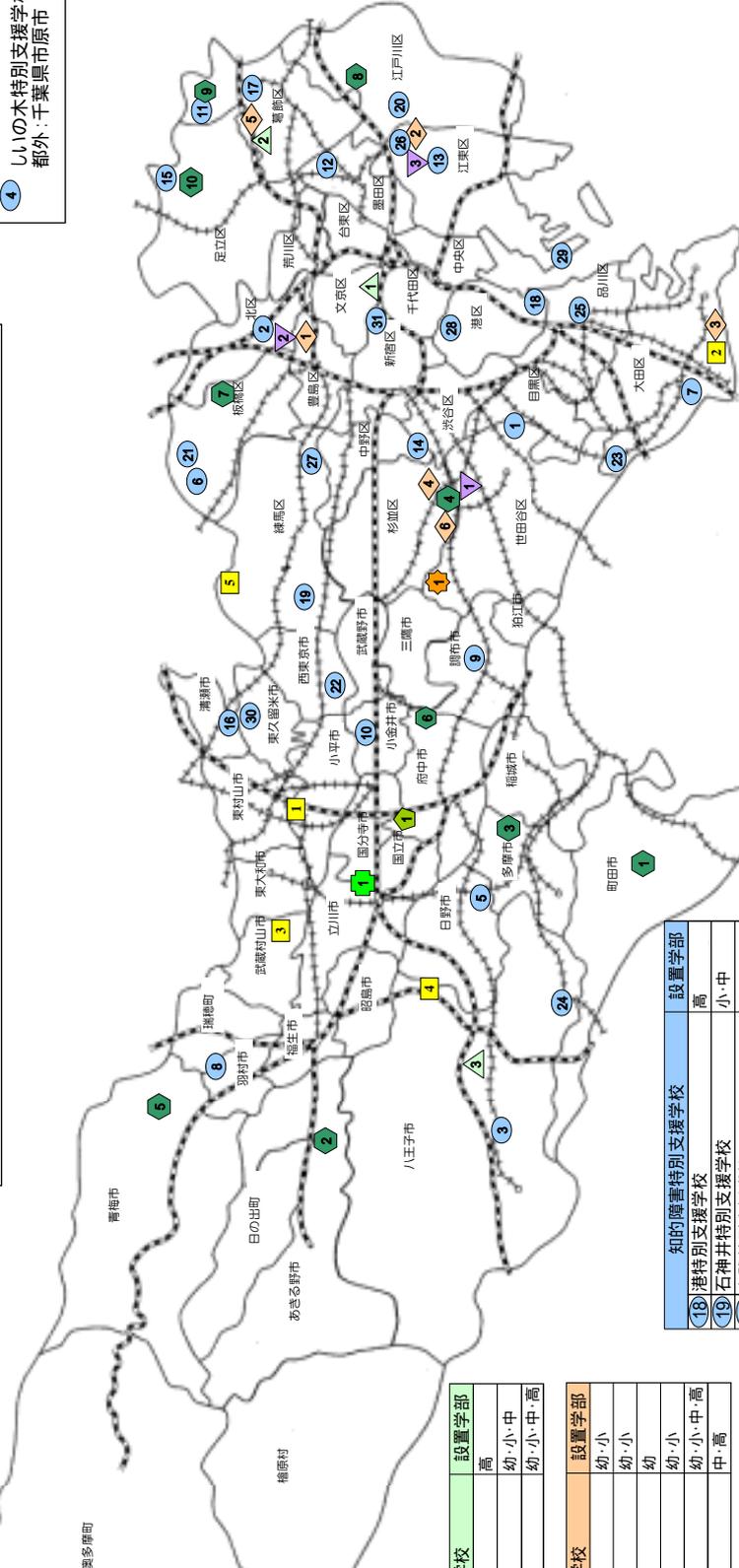
第一次・第二次実施計画に引き続き、特別支援教育や障害のある幼児・児童・生徒の理解推進を目的としたリーフレットを適時・適切に作成します。また、都教育委員会のホームページにおいて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に提供できるよう、内容の充実に努めていきます。

#### 4 東京都特別支援教育推進室の情報提供機能の充実

ホームページの充実を図ることなどにより、都民や保護者等への特別支援教育に関する情報の提供に努めます。

# 都立特別支援学校配置図(案) (平成32年度現在)

④ しいの木特別支援学校  
都外:千葉県市原市



番号	設置学部
①	高
②	幼・小・中
③	幼・小・中・高

番号	設置学部
①	幼・小
②	幼・小
③	幼・小
④	幼・小・中・高
⑤	中・高

番号	設置学部
①	高
②	小・中・高
③	小・中・高
④	小・中・高
⑤	小・中・高
⑥	小・中
⑦	小・中
⑧	小・中・高
⑨	小・中
⑩	小・中
⑪	小・中
⑫	小・中・高
⑬	高
⑭	小・中・高
⑮	高
⑯	小・中
⑰	高

番号	知的障害特別支援学校	設置学部
⑱	港特別支援学校	高
⑲	石神井特別支援学校	小・中
⑳	白鷺特別支援学校	高
㉑	板橋特別支援学校	高
㉒	田無特別支援学校	高
㉓	田園調布特別支援学校	高
㉔	南大沢学園	高(職)
㉕	品川特別支援学校	小・中
㉖	江東地区第二養護学校(仮称)	小・中
㉗	練馬地区特別支援学校(仮称)	高
㉘	港地区第二特別支援学校(仮称)	小・中
㉙	臨海地区特別支援学校(仮称)	小・中
㉚	久留米特別支援学校	高
㉛	市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)	高

番号	肢体不自由特別支援学校	設置学部
①	小平特別支援学校	小・中・高
②	城南特別支援学校	小・中・高
③	村山特別支援学校	小・中・高
④	八王子東特別支援学校	小・中・高
⑤	大泉特別支援学校	小・中・高

番号	知的障害・肢体不自由併置校	設置学部
①	町田の丘学園	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
②	あさる野学園	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
③	多摩校の丘学園	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
④	永福学園	(知)高(職) (肢)小・中・高
⑤	青峰学園	(知)高(職) (肢)小・中・高
⑥	府中地区特別支援学校(仮称)	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
⑦	板橋学園特別支援学校(仮称)	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
⑧	江戸川地区特別支援学校(仮称)	(肢)小・中・高 (知)小・中・高
⑨	東部地区学園特別支援学校(仮称)	(肢)小・中・高 (知)小・中・高
⑩	南花畑学園特別支援学校(仮称)	(肢)小・中・高 (知)小・中・高

番号	視覚障害・知的障害併置校	設置学部
①	久我山青光学園	(視)幼・小・中 (知)小・中

番号	聴覚障害・知的障害併置校	設置学部
①	立川学園特別支援学校(仮称)	(聴)幼・小・中・高 (知)小・中

番号	肢体不自由・病弱特別支援学校	設置学部
①	光明特別支援学校	(肢)小・中・高 (病)小・中・高
②	北特別支援学校	(病)小・中・高 (肢)小・中・高
③	墨東特別支援学校	(病)小・中・高 (肢)小・中・高

番号	知的障害・病弱特別支援学校	設置学部
①	武蔵台特別支援学校	(知)小・中・高 (病)小・中

## 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画

- すべての学校における特別支援教育の推進を目指して -

( 概要 )

〔 東京都教育委員会印刷物登録  
平成22年度 第124号 〕

発行日 平成22年11月

編集・発行 東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL 03(5320)6753

印刷会社

東京都教育委員会ホームページアドレス  
<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp>



古紙配合率100%再生紙を使用しています